

松阪地区陸上競技協会規約

第1章 総則

第1条（名称）本協会は松阪地区陸上競技協会と称する。

第2条（事務局）本協会事務局は原則として理事長所在の地におく。

第3条（目的）本協会は松阪地区の陸上競技の健全な普及、発達をはかり、スポーツ文化の進展に寄与すると共に会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条（事業）本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 陸上競技に関する諸計画を立案実施し、その技術を研究指導すること。
2. 松阪陸上選手権大会、その他競技会を開催すること。
3. 三重陸上競技協会に対し、松阪地区を代表して加盟すること。
4. 松阪地区体育協会に対し、松阪地区を代表して加盟すること。
5. 陸上競技大会に代表を選定し派遣すること。
6. 陸上競技記録の公認を、三重陸上競技協会に申請する。
7. 公認審判員の養成と指導に関すること。
8. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織及び役員

第5条（組織）本協会は松阪地区における陸上競技関係諸団体及び、陸上競技愛好者をもつて組織する。

第6条（役員）本協会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|---------|----|---------|-----|--------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1名 | 2. 会長 | 1名 | 3. 副会長 | 若干名 |
| 4. 理事長 | 1名 | 5. 副理事長 | 若干名 | 6. 理事 | 若干名 |
| 7. 監事 | 2名 | 8. 顧問 | 若干名 | | |

第7条（役員を選出及び任務）

名誉会長・会長・副会長は、理事会の承認を得て推薦し決定する。

名誉会長は本協会の運営の相談役とする。

会長は本協会を代表・統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

第8条 理事長・副理事長は理事会の決議により選任し、決定する。

理事長は本協会の事務局長として、本協会の一般事務の運営にあたる。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。

第9条 理事は、理事会の決議により選出し、本協会の重要事項を審議・決定する。

第10条 監事は理事会の決定により選任し、本協会の会計を監査する。

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 会議

第12条（会議）本会は次の会をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員会

第13条（総会）総会は年1回会長が招集する。但し、必要があるときには随時に招集することができる。

第14条（理事会）理事会は会長・副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

理事会は次の事項を決議する。

1. 総会から委託された事項に関すること。
2. 総会を招集するいとまない緊急事項に関すること。
3. その他必要な事項に関すること。

第15条（議決）会議の議決は出席者の過半数で決し、過去同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 経理

第16条（経理）本協会の経費は、次の収入をもって充てる。

1. 事業収入
2. 寄付金又は、補助金
3. その他の収入

第17条（会計年度）本協会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 旅費規程

第18条 本協会の役員又は協会関係者が協会用務のため出張した場合は、旅費を支給する。

第19条 旅費とは、交通費、日当をいう。

第20条 会議等の主催者から旅費等の支給があった場合は、本協会に旅費等を請求できないものとする。

第21条 旅費の支給額は一律1500円とする。ただし、1日の場合や夕方から始まる場合は、食事または500円を支給する。駐車場係には一律1000円を支給する（審判は除く）。

第6章 弔慰金等の規定

第22条 本協会の会員、会員の配偶者及び血族一親等以内の者が死亡した場合に、弔慰金ならびに供花を給する。予算は10,000円（税別）とする。その他の場合は理事会の承認を経て決定する。

第7章 附則

第23条 本規約の条項は理事会によって総数の3分の2以上出席し、その過半数の決議により変更できる。

第24条 本規約の施行について必要な項目に関しては、別に細則を定めることができる。

第25条 本規約は平成18年4月1日から施行する。

本規約は平成22年4月1日改正し施行する。

本規約は平成30年4月1日改正し施行する。

本規約は令和4年4月1日改正し施行する。

本規約は令和6年4月1日改正し施行する。